平成２３年（フ）第２０５号
徳島県徳島市名東町１丁目109番地の17
債務者　天新　豊子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０６号
徳島県徳島市名東町１丁目109番地の17
債務者　天新　浩子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２号
福岡県大牟田市本町４丁目10番地１　本町シティマンション301号
債務者　髙口　孝子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９５号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄211番地16
債務者　小栗　和訓
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
佐賀県鳥栖市西田町272番地
債務者　北村　了子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
佐賀県佐賀市神野東２丁目１番25―401号
債務者　吉田　　守
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2102番地３
コンフォート香102
債務者　近藤真寿子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3087番地１
債務者　村瀬　順子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
佐賀県佐賀市大和町大字川上846番地３
債務者　新ケ江　隆
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
宮崎市祇園３丁目67番地　よしのビル202号
債務者　黒田　亜希（旧姓加世田）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１００号
長野県中野市大字中野13番地５　タウンハウスめぐみ３号、前住所長野県中野市大字岩船55番地18　ホルビート平野２号室
債務者　春日　好雄
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
長野市大字富竹663番地５
債務者　藤牧　壽一
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
長野市大字富竹663番地５
債務者　藤牧トモエ
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
長野県松本市丸の内８番３号丸の内ビル３階、前住所長野県飯田市松尾城5145番地　キャッスルトマト201号
債務者　福田　香織（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２５８号
兵庫県伊丹市中野西１丁目147番地　市住天神川５―23号
債務者　小泉　節子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２５９号
兵庫県伊丹市大鹿３丁目39番地の１　池信文化
債務者　西尾　　亨
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４２８号
兵庫県尼崎市大庄北１丁目10番２号、前住所大阪市西淀川区出来島１丁目４番７号　出来島プリンスコーポ32号室
債務者　田上　剣児
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係